京都市母子及び父子並びに寡婦福祉法施行細則の一部を改正する規則を公布する。 平成29年3月31日

京都市長 門 川 大 作

京都市規則第98号

京都市母子及び父子並びに寡婦福祉法施行細則の一部を改正する規則 京都市母子及び父子並びに寡婦福祉法施行細則の一部を次のように改正する。 第5条の2の次に次の1条を加える。

(違約金の計算方法等)

- 第5条の3 令第17条本文に規定する違約金(以下「違約金」という。)の額を計算する場合において、その計算の基礎となる延滞元利金の額に1、000円未満の端数があるとき、又はその延滞元利金の全額が2、000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てる。
- 2 違約金の額に100円未満の端数があるとき、又はその全額が1,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てる。
- 3 令第17条ただし書に規定する災害その他やむを得ない理由は、母子福祉資金貸付金 の貸付けを受けた者又はその者と生計を一にする親族が次のいずれかに該当すること により、支払期日に償還することが困難であることとする。
  - (1) 震災,風水害,火災その他これらに類する災害又は盗難により重大な損害を受けたこと。
  - (2) 疾病にかかり、若しくは負傷し、又は障害の状態となったこと。
  - (3) 生活保護法の規定による保護を受けていること。
  - (4) その他前3号に準じる事由があること。
  - 第13条前段及び第17条前段中「第6条」を「第5条の3」に改める。 附 則

この規則は、平成29年4月1日から施行する。

(保健福祉局子育て支援部児童家庭課)